

女性活躍推進法に基づく取組

令和6年6月（令和5年度実績）

1. 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

(1) 採用関係

項目	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
全体採用人数	5	4	6	3	6
うち女性職員	60.0%	75.0%	50.0%	33.3%	66.7%

2. 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

項目	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
一般行政職	20.0%	50.0%	50.0%	33.3%	0.0%
看護・保健・医療技術職	40.0%	25.0%	0.0%	0.0%	16.7%
福祉職（保育士）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

(2) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

① 全職員

役職	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
管理職割合（課長相当職以上）	6.7%	5.9%	5.6%	11.1%	11.8%
課長相当職	6.7%	5.9%	5.6%	11.1%	11.8%
課長補佐相当職	33.3%	30.0%	40.0%	40.0%	55.6%
係長相当職	37.0%	38.5%	29.2%	29.6%	24.1%

② 本庁部局

役職	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
管理職割合（課長相当職以上）	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	9.1%
課長相当職	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	9.1%
課長補佐相当職	0.0%	0.0%	16.7%	25.0%	20.0%
係長相当職	23.5%	23.1%	6.7%	6.7%	7.7%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率 (令和5年度・自己都合退職のみ)

	離職率	10代	20代	30代	40代	50代～
全職員	3.2%	0.0%	1.1%	0.0%	1.1%	1.1%
男性	1.7%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%
女性	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%

(2) 男女別の育児休業取等得率 (令和5年度出生分)

育児休業	取得率
男性職員	—
女性職員	—

配偶者出産休暇等	取得率
男性職員	—

(3) 年次休暇等の取得率 (令和5年) 20日以上付与された職員

対象職員	平均取得日数	取得率	5日未満の職員割合
86人	10日4時間	27.0%	16.3%

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：乙部町役場、教育委員会、議会、農業委員会、選挙管理委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.0%
全職員	76.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の急・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	100.7%
本庁課長補佐相当職	87.1%
本庁係長相当職	116.8%
本庁係員相当職	124.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.4%
26～30年	103.3%
21～25年	88.3%
16～20年	—
11～15年	112.8%
6～10年	118.6%
1～5年	124.8%

※勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

女性の会計年度任用職員が多いため、全体の差異の割合が低くなっている。

2. 常勤職員の情報

女性職員においては、看護師、保健師、事務職と係長職や係員が多い。
看護師の採用において勤続年数の少ない職員が多いため、勤続15年以下の区分では、女性職員の給与割合が高くなっている。